

日本私法學會

春季(第九回)日本私法學會は四月二六・七日日本大學法學部において開催された。二六日には民法部會「養子制度に関する二、三の問題について」(來栖三郎氏) 商法部會「企業における資本所有をめぐる法律問題」(實方正雄氏) 民訴部會「眞實義務の再吟味」(伊東乾氏) 労働法部會「フランス労働法における紛争調整機構」(外尾健一氏) 國際私法部會「保險契約の準據法」(山戸嘉一氏) 及び青山道夫氏、大隅健一郎氏の公開講演があり、又相續調査懇談會が行われた。二七日には合同部會として鈴木竹雄氏、兼子一氏による「株券に關する除權判決」の研究報告があり午後懇親會をもつて盛會裡に閉會した。本稿においては實方正雄教授及び鈴木竹雄、兼子一兩教授の

研究報告についてその大體の要旨を紹介する。

一 企業における資本所有をめぐる法律問題 實方正雄教授

資本は元來經濟的概念であるが、それは實定商法上いかなる意味をもつて把握されているか、それに、いかなる法的地位が與えられているか、この問題への接觸は企業の商法的構造從つてまた商法の體系を理解する上にもかなり其本的な問題である。この目的のために特に必要な考察は資本所有及び資本運動の法的構造の分析である。まづ(一)資本は實定法上いかなる角度から規整されているかは(1)企業の物的基礎としての資本の規整(2)資本所有の問題としての資本の規整(3)資本運動乃至資本機能における資本の規整の三點にみられる。(二)資本所有者(自己資本の出資者)は企業においていかなる法的地位を占めているか。それは(1)企業財産、特に生産手段の所有者たる地位であり(2)企業利潤の優先的歸屬者たる地位を保つ。そして、(3)企業の支配者たる地位が認められるが、これは單一な企業主權を意味せず實定法上は様々の具體的權利の歸屬の綜合的主體である。(三)特に株式會社企業における資本所有においては(1)資本所有の分裂現象として法人たる會社の個人的所有と株主の間接的觀念的所有の性格が極めて強度に發現する。(2)この株主の觀念的所有の内容は(イ)財産權としての觀念的資本(債權化された株式資本(口)企業の支配者たる地位——株主の共益權的地位及び株主總會の地位

において把握される(3)擬制資本證券としての株券は會社企業資本の循環とは全く別個に株主にとつて貨幣資本としての循環を展開する——觀念的所有の運動(株式の擬制資本證券としての流通の問題(四)物的支配の典型的な株式會社企業においては企業所有と經營の分離が顯著に現れる——資本所有の運動と資本増殖運動との分離——分離による經營強化の限界。最後に若干の問題として(イ)企業支配の類型——人的支配と物的支配(ロ)株主總會と取締役會との權限の分配(ハ)會社法人性高度化の實踐的意義と公益權自益權の分裂(ニ)株主地位の強化があげられる。株主總會の地位の弱體化に伴い株主の會社の支配者たる地位は寧ろ後退したのであつて所謂株主地位の強化といわれるものは經營者の經營監督權の強化を前提とし株主總會の民主的運營の問題とされたのにすぎないのであつて株主の地位はむしろ觀念的所有者としての地位に集中したとみるべきである。

質問においては主としてかゝる研究が従來の商法學に與える實益について論議がかわされた他、個々の二、三の點について質疑應答が行われた。

二 株券に關する除權判決 鈴木竹雄教授・兼子一教授

株式に讓渡證書による移轉方法が認められたことと民訴第七七八條、除權判決の申立權者、第七八〇條の適用において株主名簿上の株主に對しては會社は、その請求あれば證明をなす義務ありや(獨法參照)申立のあつた株券について名義書換の請

求があるときの處置如何(舊第三二九條第二項削除との關係において問題)公示催告の申立に従い公告がなされた後においての書替、除權判決の效力としての Legitimation と Berechtigung の問題及びこれに關聯する判例、大體以上の如き論點について鈴木竹雄教授の報告があり續いて兼子一教授から附加的の説明がなされたが、大體同説に見受けられた。

終つて質問に入り矢澤(惇)助教授から鈴木、兼子兩教授の報告中の差異點について指摘、また大隅健一郎教授から Legitimation と Berechtigung の問題について鈴木教授と反對の見解を示され齋藤秀夫教授から訴訟法的側面からの質問があつた。最後に座長、我妻榮教授から、この問題についてはでき得れば今年の秋季大會に繰越し再び討議し度いと希望意見の開陳があり多大の學的成果を残して、第九回日本私法學會の部會の幕を閉じた。(山村忠平)